2024年3月29日日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

なお、会則第69条第3項に従い、懲戒処分実施日と懲戒処分の効力発生日が異なっていることを付言いたします。

記

- 1. 関係会員の氏名等
 - (1) 田中 大丸(登録番号第6557号、東京会所属)
 - (2) 法木 右近(登録番号第15928号、東京会所属)
 - (3)
- 2. 懲戒処分の種別
 - (1) 田中大丸会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止10か月 (2025年1月29日から 2025年11月28日まで)及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

(2) 法木右近会員

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止10か月 (2024年12月29日から 2025年10月28日まで)及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

(3)

- 3. 懲戒処分の理由
 - (1) 田中大丸会員及び法木右近会員

会則第51条(監査業務における禁止行為)第2号に該当し、同第67条(会員及び準会員の懲戒)第1項第3号に該当するため。

会則第49条(品位の保持)に違反し、同第67条(会員及び準会員の懲戒)第1項第2号に該当するため。

(2)

4. 事案の概要

IT戦略の支援からシステムの設計構築・運用保守・業務アウトソーシング等の総合 的なサービスの提供を主業務とする、大阪証券取引所へラクレス(現・東京証券取引所 グロース)に株式を上場した会社(以下「会社」という。)は、2014年3月期において 過去4期連続営業赤字を計上している状況であったため、本業のITソフト事業の低迷 を挽回すべく、マーケティング機能を付加した経営コンサルティング分野の充実を図る 方針に転換し、社長(A氏)の知人を通じて国の事業(那覇空港や辺野古の埋立用の海 砂利採取事業)を請け負う株式会社B社(以下「B社」という。)の紹介を受け、2013 年7月4日付けでB社との間で業務提携基本契約、事業権利業務協定及び事業コンサル タント契約を締結し、コンサルティング業務を開始するとともに、B社に対する投融資 を行い、2013年8月15日に発行済株式の50%である1,000株を50百万円で取得した。 2014年3月末時点の貸付金残高は280百万円であった。2018年9月25日に、証券取引 等監視委員会(以下「SESC」という。)がインサイダー取引の疑義により会社へ調査に 入り、不適切な会計処理の疑義が発覚すると、会社は、2018年12月14日に第三者委員 会を設置し、2019年2月12日付けで調査報告書を受領し、当該調査報告書で修正が必 要とされた事項以外にも関係会員からの指摘に基づき過年度の業績を訂正することと し、2019年3月8日付けで、2014年3月期から2019年3月期第2四半期までの訂正報 告書を提出した。その後、金融庁から 2019 年8月2日付けで課徴金6百万円の納付命令 を受けた。

綱紀審査会(以下「当審査会」という。)が審査した結果、関係会員が実施した 2014 年 3 月期及び 2016 年 3 月期のそれぞれの関与期間に係る当初の財務諸表等の監査及び 四半期レビューにおいて、以下の問題が認められた。

なお、本事案では、各論点における綱紀審査対象期間に係る監査法人及び業務執行社 員を「関係会員」という。

(1) 会社が訂正した虚偽表示の内容

会社は、2019年3月8日付け「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び 過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」において、以下のとおり訂正の経緯及 び理由を公表している。

① B社ののれんの償却期間の訂正(2014年3月期)

『当社は、平成 26 年 3 月期第 2 四半期決算ではのれんの償却年期間を 5 年として計上しましたが、第 3 四半期において、当初計画に対し業績が著しく下回る実績であり、のれんの償却期間を 10 年に変更しました。しかしながら、当社は平成 26 年 3 月期第 3 四半期に遡ってのれんの償却期間を 5 年として訂正することといたしました。』

② B社の債権に対する貸倒引当金計上時期の訂正(2016年3月期)

『当社は、平成 28 年 3 月期第 2 四半期末日現在の債権残高の 25%の貸倒引当金を計上し、平成 28 年 3 月期末日現在の同残高の 50%相当額まで積み増しし、平成 30 年 3 月期第 2 四半期に同残高全額まで積み増しする処理へ訂正いたします。』

(2) 監査上の不備(法令等違反事実)

① リスク評価(2014年3月期及び2016年3月期)

会社の業績は長期間低迷しており、黒字への転換というプレッシャーがあり、不正リスク要因が想定される状況にあった。B社への投融資は会社の総資産に対して大きな割合を占め、その評価によっては損益の状況にも大きく影響を及ぼすことから、赤字の回避を目的とした不正が行われる可能性を考慮し、経営者による内部統制の無効化リスクを識別し、会計上の見積りに経営者の偏向が存在する兆候の有無を批判的に検討及び判断すべきであった。当審査会は、関係会員から提出を受けた監査調書上、関係会員がB社への投資の背景を認識していたことは確認できたが、会社及びB社が置かれた状況を踏まえた具体的な不正リスク要因を識別したことを裏付ける証跡を確認できなかった。さらに、関係会員は、企業及び企業環境を理解し、また、取引種類や勘定残高を検討することによる虚偽表示リスクの識別を行っておらず、重要な虚偽表示リスクを識別し評価するための手続を実施していない。また、虚偽表示の発生可能性についても検討していない。重要な虚偽表示リスクを適切に識別していなかったことから、関連当事者との取引であり、かつ、通例でない重要な取引に該当するB社との取引について、具体的に想定された特別な検討を必要とするリスクを識別することができなかった。

総じて、関係会員が監査基準委員会報告書(以下「監基報」という。)240「財務 諸表監査における不正」第30項及び第31項並びに監基報315「企業及び企業環境 の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」第24項から第27項の要求事 項を検討した事実は、関係会員から提出を受けた監査調書では裏付けることができ なかった。

② B社ののれんの償却期間の変更(2014年3月期)

企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 32 項は、「のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却する。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。」と規定するとともに、規則的な償却を行う場合においても、「固定資産の減損に係る会計基準」に従った減損処理を行うことが要求されているため、減損回避と同様の効果のある償却期間の延長は当然に会計基準に規定がない。以上の考察を踏まえると、関係会員は、会社が償却期間の変更を行った 2014 年 3 月期第 3 四半期決算のレビュー時点で、のれんの償却期間を延長するという変更の是非自体を会計基準の観点から慎重に検討するべきであった。具体的には「のれんの償却期間の延長」が会計基準上容認されているのか、否かについて、会計基準に取り扱いがない事項に直面した際には、会計基準の専門家等に問い合わせるなど、のれんの同様処理に関する過去事例の分析などの手続も検討すべきであった。しかし、関係会員が関連する会計基準等の準拠性を検討した事実等が監査調書では確認できなかった。

加えて、2014年3月期第3四半期に実績が計画を大幅に下回ったことが判明した

段階で、B社社長から、今後10年が多額に収益を見込める期間と考えているとの説明を受け、関係会員は、十分な裏付けを確認することなく、当該説明のみをもって償却期間を5年から10年に変更することを容認した。これは、必要な海砂利採取量は決まっているため、工期が延長するのみとの判断によるものであったが、関係会員は、事業計画の基礎となる仮定を批判的に検討すべきであった(監基報540第12項)。また、多額ののれんが発生している状況におけるのれんの償却期間の変更は、会社の業績にも重要な影響を及ぼす。2014年3月期の会社の連結の業績は、経常利益が4百万円、当期純利益が12百万円であり、のれんの償却期間が5年であれば償却費が20百万円多く計上されることになるため、いずれの利益も赤字に陥る状況であった。業績予想達成のプレッシャーや会計上の見積りにおける経営者の偏向の存在の有無等の不正リスク要因に関する検討を行わなければならなかったが、これらの検討を実施していなかったため、会計基準への準拠性を検証するために十分かつ適切な監査証拠を入手したとは言えないことから、監基報240第29項及び監基報500「監査証拠」第5項による要求事項を満たしていないと認められる。

したがって、訂正前の2014年3月期の財務諸表監査において、関係会員がのれんの償却期間を10年とした財務諸表に対して、必要な監査手続を実施しないまま適正意見を表明しており、のれんの償却不足による重要な虚偽表示の看過と相当の因果関係のある監査上の重要な不備が認められる。

③ B社向け債権の評価(2016年3月期)

関係会員は、会社の全額回収可能との主張に対し、金融商品会計基準への準拠性に係る検証手続は一切実施しないままに、これを容認していた。したがって、十分かつ適切な監査証拠を入手したとは言えないことから、監基報 240 第 29 項及び監基報 500 第 5 項による要求事項を満たしていないと認められる。2016 年 3 月期の訂正前監査において、関係会員が債権の貸倒見積高の評価について、金融商品会計基準への準拠性について検証していれば、会社の一般債権との主張に対して、B社の財政状態、足元の実績、債権の回収状況等を見る限り、これが受入れ不可能であることは容易に判明し、貸倒懸念債権としての回収可能性の評価を会社に申し入れ、回収可能額の見込みが困難な場合には、金融商品実務指針に従い、相応の貸倒引当金の設定を指導することは可能であり、仮に会社がこれに従わない場合には、適正意見を表明することはできない状況であった。

したがって、訂正前の2016年3月期の財務諸表監査において、関係会員が、B社向けの債権に貸倒引当金を一切計上していない財務諸表に対して、必要な監査手続を実施しないまま適正意見を表明しており、貸倒引当金の過少計上による重要な虚偽表示の看過と相当の因果関係のある監査上の重要な不備が認められる。

以上を総じて、当審査会は、本事案における関係会員の会則及び規則違反の有無について審査した結果、以下のとおり議決した。

関係会員は、2014年3月期及び2016年3月期のそれぞれの関与期間に係る当初の財

システムインテグレーション事業会社の監査に係る監査人の法令等違反事実の有無に係る事業

務諸表等の監査及び四半期レビューにおいて、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤又は脱漏のないものとして監査意見又は結論を表明した。この行為は、会則第51条(監査業務における禁止行為)第2号に該当するものと認める。

なお、関係会員は、綱紀審査会が申し渡した審査結果に対して、2023 年 6 月 20 日付けで審査申立てを行ったが、適正手続等審査会で審査した結果、2024 年 3 月 13 日付けで、当該申立ては棄却された。

- 5. 懲戒処分の効力が生じた年月日
 - (1) 田中大丸会員 2025年1月29日
 - (2) 法木右近会員 2024年12月29日

(3)

以 上

「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての 権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものでは ありません。